

オンライン本会議を可能とするための法改正等を求める意見書

現行法上、オンラインによる本会議への出席は認められていないが、大規模災害の発生や感染症の蔓延などの緊急時及び疾病等の事由（以下「緊急時等」という。）により議場に参集することが困難な場合において、地方議会の機能を維持し、多様な住民ニーズに対応していくためには、オンラインによる本会議への出席を可能とする必要がある。

総務省は、令和5年2月、本会議について、出席が困難な事情により議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で質問をすることは差し支えないとの見解を示したところである。

これを受けて、つくば市議会では、令和5年6月定例会において会議規則の改正を行いオンラインによる質問を可能とし、現に令和5年9月定例会において、オンラインによる一般質問を実施したところである。

前述のとおり、質問をオンラインによって行うことは可能となったが、欠席扱いのままであり、質問の有効性を考えると、欠席扱いとすることに矛盾を感じざるを得ない。

また、緊急時等における地方議会の機能の維持を図るためには、質問のみならず、議案審議における質疑、討論及び採決等の現在出席が認められていない議事全般においてもオンラインによる本会議への出席を可能とする制度が必要である。

よって、国においては、緊急時等における地方議会の機能の維持を図るため、本会議へのオンラインによる出席が可能となるよう、早急に法改正や法解釈の変更など、必要な措置を講じるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

つくば市議会

(提出先) ※案

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

(提案の理由)